

【新型コロナウイルス感染症に係る特例措置対象者の資格更新手続きについて】

特例措置対象の主任介護支援専門員のうち、これまで資格更新のために現任研修(専門Ⅱ課程)と主任更新研修の受講が必要であった方でも、特例措置の適用により主任更新研修のみの受講で介護支援専門員資格と主任介護支援専門員資格の更新が可能となる場合がございます。

(※特例措置が適応される、現在の介護支援専門員証等の有効期間の更新に限ります。)

以下に記載の例を参考に、自身の介護支援専門員資格及び主任介護支援専門員資格の有効期間から、資格の更新に必要な研修を受講していただきますようお願いします。

- (例1) 介護支援専門員資格の有効期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日
主任介護支援専門員資格の有効期間 平成29年4月1日～令和4年3月31日

○ 本来の更新研修受講時期

	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
CM					研修受講期間						
主任						研修受講期間					

☆ 特例措置適用後の更新研修受講時期

	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
CM							特例措置				
主任								特例措置			

- (例2) 介護支援専門員資格の有効期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日
主任介護支援専門員資格の有効期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日

○ 本来の更新研修受講時期

	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
CM					研修受講期間						
主任							研修受講期間				

☆ 特例措置適用後の更新研修受講時期

	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
CM							特例措置				
主任									特例措置		

- (例3) 介護支援専門員資格の有効期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日
主任介護支援専門員資格の有効期間 令和元年4月1日～令和6年3月31日

○ 本来の更新研修受講時期

	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
CM					研修受講期間						
主任								研修受講期間			

☆ 特例措置適用後の更新研修受講時期

	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
CM							特例措置				
主任											

※1 本来の更新に必要な研修の受講対象年度です。

※2 特例措置適用後、主任更新研修の受講のみで介護支援専門員資格と主任介護支援専門員の資格を更新できる期間です。

※3 特例措置 特例措置により資格を失効しない取扱いとなっている3年間の間に、更新に必要な研修を受講し、資格の更新手続きを行ってください。